地 価 調 査 価 格 の 見 方 に つ い て

1　基準地番号

住　宅　地　・・・・・・・・・・・・	一連番号	商　業　地　・・・・・・・・・・・・	５を冠記した一連番号
工　業　地　・・・・・・・・・・・・	９を冠記した一連番号	林　　地　・・・・・・・・・・・・	三重（林）を冠記した一連番号

2　「基準地の所在及び地番並びに住居表示」欄において、基準地に住居表示がある場合には右の欄に表示した。また、土地区画整理事業による仮換地又は土地改良事業の一時利用地となっている場合には、原則として、その場所の当該事業による整理前の所在、地番を表示し、（　）内にその場所の当該事業による工区名、街区番号、符号（仮換地番号）等を表示した。

3　「基準地の地積」欄には、原則として、土地登記簿に登記されている地積（土地の一部が借地である基準地については、当該借地の面積。土地区画整理事業の仮換地又は土地改良事業の一時利用地である基準地については、当該仮換地等の指定地積。）を表示し、１平方メートル未満の端数は切り捨ててある。また、基準地の一部が私道となっている場合には、その「地積」欄には私道部分を含めて全筆の地積を表示した。

4　「基準地の形状」欄には、基準地の間口と奥行のおおむねの比率を左側に間口、右側に奥行の順で表示した。なお、形状は、台形、不整形等と特に表示しない限り四角形である。

5　「基準地の利用の現況」欄には、当該基準地にある建物の構造を次の略号で表示し、数字はその階層（地下階層がある場合、地上階層にはＦを地下階層にはＢを付してある。）を表示している。

鉄骨鉄筋コンクリート造　・・・・・・・	ＳＲＣ	鉄筋コンクリート造　・・・・・・・	ＲＣ	鉄　骨　造　・・・・・・・	Ｓ
軽量鉄骨造　・・・・・・・・・・・・・	ＬＳ	ブロック造　・・・・・・・・・・・	Ｂ	木　　造　・・・・・・・	Ｗ

6　「基準地の前面道路の状況」欄には、前面道路の状況を「方位」、「幅員」、「舗装の状況」、「道路の種類」及び「その他の接面道路の状況」の順に表示してある。なお、道路の種類は次の区分により表示し、前面道路の舗装の状況は、未舗装と特に表示しない限り舗装済みである。

①　道路法の道路は国道、都道府県道、市町村道等
②　土地区画整理事業施行地区内の道路（①、③を除く。）は、区画街路
③　私人が管理する道で、いわゆる私道と称されているものは、私道
④　その他の道は、道路

7　「基準地についての水道、ガス供給施設及び下水道の整備の状況」欄については、次により表示した。

①　水道法による水道事業又は専用水道により給水されている場合及び通常の工事費負担によって、これらの水道から給水可能な場合は「水道」と表示した。
②　ガス事業法により、ガスが供給されている場合及び通常の工事費負担によってガス供給が可能な場合は、「ガス」と表示した。
③　基準地が下水道法に基づく処理区域内にある場合、及び公共下水道に接続し、又は終末処理場を有している場合は、「下水」と表示した。

8　「基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況」欄には、原則として、鉄道駅名及び基準地から鉄道駅までの道路距離を表示し、50m 未満の場合には「近接」又は「接面」と表示した。

9　用途地域等は次の略号で表示した。なお、市街化区域は特に表示していない。

第一種低層住居専用地域 ・・・・・・・・・・・・	１低専	第二種低層住居専用地域 ・・・・・・・・・・・・	２低専
第一種中高層住居専用地域 ・・・・・・・・・・・・	１中専	第二種中高層住居専用地域 ・・・・・・・・・・・・	２中専
第一種住居地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	１住居	第二種住居地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	２住居
準住居地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	準住居	田園住居地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	田園住
近隣商業地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	近　商	商業地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	商　業
準工業地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	準　工	工業地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	工　業
工業専用地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	工　専	高度地区 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	高　度
防火地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	防　火	準防火地域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	準　防
市街化調整区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	「調　区」	市街化区域及び市街化調整区域以外の都市計画区域 ・・・	都
都市計画の定めのない区域 ・・・・・・・・・・・・	「都計外」		

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域については（　）内の左側に指定建蔽率を右側に指定容積率をそれぞれパーセントで表示した。

また、用途指定のない市街化調整区域内宅地、用途指定のない市街化区域及び市街化調整区域以外の都市計画区域についても、（　）内の左側に指定建蔽率を右側に指定容積率をそれぞれパーセントで表示した。

10　林地基準地の「公法上の規制」欄は、次により表示した。

（1）森　林　法

保　安　林 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ○ ○ 保安林　　地域森林計画対象民有林 ・・・・・・・・・ 地森計

（2）自然公園法　自然環境保全法等

イ　国立公園 ・・・・・・ 国立公　　国定公園 ・・・・・・ 国定公　　県立公園 ・・・・・・（県）立公

ロ　普通地域 ・・・・・・ 普通　　特別地域　（第　種） ・・・ 特別　（第　種）　　特別地区 ・・・・・・ 特別

11　林地基準地の「地域の特性」欄は、次により表示した。

都市近郊林地　　市街地的形態を形成している地域の近郊にある地域で、市街地の宅地化の影響を受けている地域内の林地

農村林地　　農村集落の周辺に位置するいわゆる里林地に属する地域で、一般に農業を主に林業をかねている地域内の林地

林業本場林地　　林業の中心にある地域又は地方有名林業地で有名林業地としての銘柄又はこれに準ずる用材を生産している地域内の林地

山村奥地林地　　交通機関から判断しても最も不便な山村奥地に属する地域内の林地